

令和6年 第3回農業委員会議事録

令和6年3月25日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

6 番 (西塚 孝也) 10 番 (後藤 一彦) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報第 7 号	令和 6 年度尾花沢市農作業標準賃金について
議第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議第 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議第 9 号	尾花沢市農用地利用集積計画について
議第 10 号	尾花沢市農業委員会「最適化活動の目標の設定」について

令和 6 年 第 3 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 6 年第 3 回通常総会を 3 月 2 5 日（月）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。6 番西塚孝也委員、1 0 番後藤一彦委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今年は雪の少なく大変過ごしやすかった冬ですが、ここに来て朝晩の冷え込みが厳しく、昼間との温度差が非常に大きくて、体を壊さないように十分注意して過ごされるようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和 6 年第 3 回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番近藤剛委員、3番沼澤克己委員以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります、この際、局長補佐をして報告いたさせます。局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

菅野主事。

（事務局 菅野主事）

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から3頁でございます。案件は8件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人への貸借を予定するものが6件、同人へ売買する予定のものが1件、自作予定が1件です。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第7号「令和6年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

局長補佐。

（事務局 局長補佐）

それでは私より、報第7号「令和6年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させ

ていただきます。議案書は４頁、５頁です。

３月１５日に、令和５年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会が開催されたところでございます。当協議会は、農業委員会から鈴木会長、星川敬夫職務代理、本間農政専門委員長を、他に農作業受託農家代表として２名、農作業委託農家代表２名、ほかＪＡ関係機関の方々を委員として委嘱しております。なお、農作業受託農家代表には、農業委員の高橋央委員があたっております。その協議会で農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。

算定の経過でございますが、指標としております、山形労働局労働基準監督署で示した山形県の１時間あたりの最低賃金は、令和４年１０月は８５４円でしたが、昨年１０月時点では９００円、４６円の上昇でございました。他には、電気代が基本料金で約３５円、使用電力料金は約１０円上昇しております。水道代は据置き、燃料代は算定対象期間としている４月から１０月の期間では、前年の同じ期間と比べてほぼ同額でございました。これらを勘案しまして、令和６年度の農作業標準賃金を議案書５頁記載のとおり策定協議会で決定しました。各作業賃金隣の括弧書きは、前年との比較でございます。

なお、この標準賃金ですが、あくまでも基礎として提示するもので、最終的には農地の条件や作業内容等を含めて委託者と受託者との間で決定していただくものでございます。

内容をご承認いただければ、市報４月１日号に先月承認されました令和５年の賃借料情報とともに掲載する予定です。以上、報告を終わります。

（議長）

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第７号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。
今月申請のありました案件は、所有権の移転が12件、賃貸借権の設定が9件、使用貸借権の設定が2件です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが8件、労力不足によるものが2件、相手方の要望によるものが1件、その他贈与が1件です。

9頁から11頁は賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件、高齢化による経営縮小によるものが2件、労力不足によるものが3件、耕作者側の要望によるものが1件です。

12頁からは使用貸借権の設定です。申請事由としては経営を別にする兄弟間の貸借と農業者年金旧制度の経営移譲年金を受給するための再設定です。

No.1からNo.23は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

議第8号1番の案件について、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番沼澤克己委員の退席を求めます。

(3番 沼澤委員 退席)

(議 長)

現地調査第3班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(16番 齋藤吉勝委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第8号1番の案件について、採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、議第8号1番の案件については、原案のとおり決しました。3番沼澤克己委員の復席を求めます。

(3番 沼澤委員 復席)

(議 長)

次に、議第8号2番の案件について、現地調査第3班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(16番 齋藤吉勝委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

伊勢村委員。

(12番 伊勢村委員)

12番、伊勢村です。今、齋藤委員からありましたように、12日と14日に農業委員会の方でこの〇〇の案件について話し合いました。周辺農地の状況や覚書について、私の方から3点ほどご報告いたします。周辺農地の同意について、3月27日の夕方に〇〇さんの方から電話連絡で、私の自宅で周辺農地の同意と開拓地区の覚書について相談があり、同意については進んでおりますと。私の方にも同意を求めてまいりましたが、農業委員という立場ですので、こちらの方は保留と申し上げました。開拓地区の覚書については、こ

ちらも〇〇さんの方から区長さんへ、寺内地区のことについてお話をしてきたようであります。同意と覚書について内容は確認が取れていません。あともう1点、これが大事なことなんですが、29頁をご覧ください。名前は控えさせていただきますが、〇〇〇番〇の方から、3月21日の夜19時過ぎに電話があって、内容は、反対をしておりますということで、現況の方を県の農業振興課に問い合わせたところ、反対のないようお願いしたいんですけどということの旨を伝えられたということでもあります。農業委員の方にも相談したいことがありますので是非話を聞いてもらえればとのことでもあります。で、私ではなくて農林課、農業委員会会長さんにその旨を伝えてくださいと申し上げて、電話を切りました。現地調査の後でしたので、私は判断できませんでしたので農林課と農業委員会と齋藤委員に電話したかどうかは私は確認取れていませんが、その辺、もし確認が取れていれば、こういった対応をとったのか、お聞かせ願いたいです。

（議 長）

今、伊勢村委員から、電話の件がありましたが、農業委員会及び齋藤委員どうですか。

（16番 齋藤委員）

16番齋藤です。私は何も電話ももらっておりません。

（議 長）

農業委員会事務局はどうですか。

（事務局長補佐）

事務局の方には〇〇さんから連絡がありまして、遊水池の件がすごく心配なんだという話をされておりました。そのことを会長、農業委員の方に伝えてくださいと言われたところで、伝えますけれども、現地調査も含めその前の全体の場面でも、そういった様々な、遊水池だけでなく様々な懸案事項について農業委員の耳に入っていると伝えております。

（挙手あり）

(議 長)

高橋委員。

(7 番 高橋委員)

7 番高橋です。1 1 月の農振除外の際に、開拓地区での覚書の内容について、私の方から指摘させていただきましたけれども、地域の方々に説明をさせていただいたところです。そういうことも踏まえまして、3 月までにこの懸案事項について、寺内地区で3 回ほど寺内地区の地権者を中心に説明会を開催させていただきました。あわせてそのあたりで諸所の懸案事項について、色々説明させていただきながら、それでも、解消され得ない部分につきましては、最終的には対象者を絞って覚書締結というような形で進めさせていただいております。そのあたりでですね、当然開拓地区の覚書は農業委員会の方に上がっておりますけれども、地域住民としては計画周辺地の農用地の部分につきまして、寺内地区として不備があるということで、寺内地区の農業者と荻袋開拓地区の農地所有者とは切り離して覚書を締結するという形で、今精査しているというような形です。今、覚書の内容につきまして、今日〇〇さんと〇〇さんと中身をチェックしながら覚書について精査しているというような形です。

(議 長)

その他ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

伊勢村委員。

(1 2 番 伊勢村委員)

1 2 番伊勢村です。先ほど名前も出ましたので、〇〇さんから説明があって、農業委員会に相談に行ったという点については、どのように判断されるのでしょうか。

(議 長)

今の、8号の2の件につきましては、いろいろとみなさんで話し合っていますけれども、この件に関しては〇〇さんから真摯を持って、臭いや汚水、雨水の被害に対しては補償をしますというように確約書も出ています。このことについてどのようにしたらよいでしょうか。

(挙手あり)

(議長)

齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。前回の話の中で、〇〇さんの方で〇×つけたものを白紙に戻すというような話があったんですけれども、私の方にも反対していますという話もあったんですけれども、実際、反対者がいるんだということは聞いておりますけれども、どれくらいの反対者がいるのか、人数も我々が聞いていたのと差があるのかどうか、地元の農業委員でわかるのであれば、みんなが判断するためにも教えてもらいたい。

(挙手あり)

(議長)

伊勢村委員。

(12番 伊勢村委員)

12番伊勢村です。開拓の方では覚書で言うと2名の方が反対となっています。あとは条件付きで覚書の方に載っている形になります。その覚書の内容について、まだ全然点検したというような話は聞いておりません。

(挙手あり)

(議長)

高橋委員。

(7 番 高橋委員)

7 番高橋です。寺内の方で説明させていただきますけれども、寺内の方の地権者でありますけれども、11月の資料のメンバーの中からですと、区長さんとか農用地持ってない方、持ってる方ですけれども、今代表者と覚書を交わす形で前向きに検討していただいているところですが、どうしても反対という方は2～3名というところですよ。

(議 長)

寺内地区でははっきりしないが2～3名、荻袋開拓地区では2名というところですよ。反対者がいるということでどのように取り扱うか、みなさんの意見をお願いしたい。

(挙手あり)

(議 長)

笹原光政委員。

(1 4 番 笹原光政委員)

14番笹原です。どうも不透明なところが多くて、わからなくてお聞きするのですが、反対なされる方について、1名ないし2、3名おられるということのようではありますが、どういうわけでなぜ反対なさっているのか、その原因というものについて、私はわかりません。農業委員会で何を示してくれるんだと、なんのために反対してるんだということがわかりません。これはしょうがないと思うんですね。でも、どういう原因で反対なさっておられるのか、その原因がわかって、その原因を払拭することができれば賛成していただけるのかどうか、その辺が定かでないものですから、開拓の方、寺内の方、そういう事情をおわかりなら教えていただきたいと思います。ただ、反対反対と言われても、何ための反対なのか、私はよくわかりませんので、その辺しっかり教えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(挙手あり)

(議 長)

高橋委員。

(7 番 高橋委員)

7 番高橋です。諸所の懸案事項については、12月1月の3回の地区での説明会でも説明させていただきましたが、近場にこういう施設が建つことの威圧感。実際にこの近くで農業をされている方の半分が寺内地区の方ですけれども、そういったところも含めて色々考えることがあるというところだったんですけれども、そういったことも踏まえて、寺内地区では覚書に落とし込みながら地域の方々と話を詰めているという段階ではあります。

(挙手あり)

(議 長)

伊勢村委員。

(1 2 番 伊勢村委員)

12 番伊勢村です。当該地において、寺内地区のように、周辺農地で田で作業を行っていて、しかも平場であるというところで心配事が多々あると。臭いだけではなくて先ほど説明があった排水のことですとか、鳥インフルエンザのことですとか、農作物の減収になるのではないかと、水のことで色々あるようですが、説明会を開きながら、3回の説明会を経て、開拓地区の方と覚書を締結したわけですが、その覚書について不備があるので寺内地区で周辺地域と周辺農地で直してほしいとの話しがあつてそこから進んでいるところです。2 名の方には、施主さんと農林課の方で回っていただいているという話を聞いておりまして、その辺のところも農林課の方で把握しているのではないかとということで、私の方は12月で話を聞きにいったという段階ですので、それ以降農林課と〇〇さんで回っていただいて丁寧に説明されたということですので、その辺もしよろしければ伺いたいと思います。

(挙手あり)

(議 長)

笹原光政委員。

(1 4 番 笹原光政委員)

1 4 番笹原です。説明いただきありがとうございます。1 0 0 %賛成なら万々歳だろうとは思いますが、なかなかそうはいかないところで、難しいところがあるのでございますけれども、その臭いですとか騒音ですとか、諸々反対するところがあるんですけれども、そういう要素を一つ一つ解消していくような、そういう努力をなさってくださいれば理解度が深まるのではと思うのですが、理解していただけないというものがあるのであれば、如何ともし難いところがあるわけですが、原因がはっきりしているのであれば、話を進めて行けば理解度が深まるのでは思うところでございます。事務局にも確認しておきたいのですが、1 0 0 %の賛成がなければ事業は進められないのかどうか、その辺確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(事務局長補佐)

申請書書類の受付に関しましては、提出された書類等揃っておりまして、事務局サイドとしては手続き上は問題はないと考えております。これからのところですが、全員が賛成しないと進めないのかというと、そうではないということであります。

(挙手あり)

(議 長)

笹原光政委員。

(1 4 番 笹原光政委員)

1 4 番笹原です。1 0 0 %賛成がなければ事業は進めないということではないと判断したところでありますが、しかしながらできれば1 0 0 %の賛成を頂けるよう努力はすべきだろうというふうに思うわけでございます。この事業そのものはですね、今までの鶏舎から離れたところへ移転するということでありまして、この萩袋開拓の方々から見れば大賛成だと、早く事業に着手してほしいと、早く操業してほしいという声があることも事実なわけです。そういった声も踏まえながら、できれば実現する方向に向けて早く進めていただければと思うわけでございます。まあ、確かにいろんな事業を、道路を切る場合におきましても、都市計画道路を切るような場合にいたしましても賛成、反対は必ずあるかと思うんです。ですが、ご理解をいただきながら、街の発展のために、都市計画の発展のためにご協力いただきたいという切なる願い、思いというものを負っていただいて、何とか賛成をいただいて協力していただくというような今までも都市計画上の歴史もあった訳であります。

この鶏舎の件につきましても、施主の方の熱意というものの、またそれを取り巻く地元の方々の熱意というものを勘案しながら、早急に進めていただければなと思うんです。これは取りも直さず、農業の振興策というものの、環境の改善策、雇用の拡大など地域経済の拡大の可能性などもあろうかと思うわけでございます。従いまして、大きな観点から見ますれば、反対の方についても何とかご協力いただいて、全員のご協力、賛成を得られるような方向へ進めていただければ良しだと思うんですが、事務局から確認しましたところ、1 0 0 %の賛成がなくとも可能とのことでございました。もしそうなれば残念ではあるけれども、これは大きな観点からみれば致し方ないのかなというふうなところもある訳でございます。したがって、これは、前々から懸案事項となっていることでなんですけれども、動議が出されているわけなんですけれども、こうならないためにも最初の段階で、継続審議ということをお願いしているんですが、そういう場を設けながら慎重に審議を進めて、より良い方向に向けていただくと、そういうような場があればよろしいのかなと思うわけでございます。したがって前々から申し上げていることにつきましても一つ考えてもらいながら、より良い方向に向けて進めていただきたいと思いますをお願いを申し上げておきたいと思っております。

(事務局 挙手)

(議 長)

事務局長。

(事務局長)

伊勢村委員、そして笹原委員の方からもご説明ありましたけれども、反対の方が地域にいらっしゃるということで私も理解しております。事務的な書類については不備がないということで担当の方から説明がありましたけれども、もっとも大事なことは地域のみなさんからご理解を得て事業を進めるというのが本来の姿ではないかなと、私は理解しているところでございます。反対のみなさんにはこれまでも事業者、私も一緒になってお伺いしながらご説明をさせていただいたところです。寺内の方も高橋委員から説明会を開催していただきたいということで、11月から3回寺内の方にも参加させていただきました。何とか寺内の方は覚書までたどり着いたということでございますけれども、開拓の2名の反対の方々にも、これで終わりではなくて、今後も引き続き丁寧にご説明をさせていただいて、賛成までは行かないということでもありますけれども、懇切丁寧に今後にご説明をしてまいりたいと思っているところでございます。

(議 長)

ただいま、局長の方から話がありましたように、私も継続審議にしないで、できるだけみなさんに許可していただきたいと思っておりますけれども、〇〇さんが改良区や地域の方々に臭いとか汚水の流出とか、そういったことに対して誠意をもって補償するとの覚書も提出していましたし、今山形県内で進めている鶏舎問題につきまして、4、5年前に県の補助事業で建築した建物を見学したことがあるんですけれども、中に入れば臭いはありますが、外ではほとんど臭いがわからないくらいの設備になっていて、そうでないと許可が下りないような仕組みです。国、県の補助事業でもありますので、建主である〇〇さんに今まで地域の方々と取り交わした覚書の内容を遵守してもらうことを条件に進めてもいいんではと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

(挙手あり)

(議 長)

伊勢村委員。

(1 2 番 伊勢村委員)

1 2 番伊勢村です。法的にも問題がなく、申請書類も不備がなく、内容については転用には差支えないとのことではありますが、こういった事業というのは地域のみなさんと一緒になって進めていくと、市全体で進めていくということで、クラスター事業をやって、それで農林課の方でも一緒になってこの事業を成功させるために回っていただいたということだと思います。それで、色々な経緯がありますが、地区といたしまして確認ができるような状態になってから申請というか審議していただきたいと、本人にもこういうふうに調整してみなさんで話し合うことになりましたが、総会に間に合うかどうかわからないけれども、その辺は継続審議とか、可決かどっちになるかわからないけれども、それでも構わないかと本人に伝えたんですけれども、なるべくなら可決後早く進めたいので可決してほしいんですけど、そういった書類を確認するかしないかはみなさんで確認してもらって、審議をしてほしいという旨がありましたので、その辺のところをみなさんで、会長から今言われたように条件付きにするのか、確認後きちんとしてからするのかということをみなさんで話し合ってもらえればというふうに思います。

(挙手あり)

(議 長)

笹原光政委員。

(1 4 番 笹原光政委員)

1 4 番笹原です。誤解のないように申し上げておきたいのですが、私は議題で継続審議してほしいと言っているのではなくて、継続審議をすべきだったのは1 1 月の段階でなかったかと申し上げているところであります。その段階で継続審議をして、更に審議を深めていれば、このような事態にならなかったのではないかと、ならなかったはなくてもこのように大袈裟なことにならなかったのではないかなと思うところでして、今回の議題について継続審議にすべきと申し上げているものではありません。私はこの事業については一早く粛々と進展してほしいと願っている1 人でございますので、継続審議としてほしかった

というのは前の段階を申し上げているのであって、今回のことを申し上げているのではありません。今回は多くの方が賛成なさっておられることでありますので、事務局の説明のとおりですね、全員が賛成でなくても事業は進められるんだということでもありますので、後は粛々と進めていただいて、そのような方向に結びついていただければいいのではないのかなというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

(挙手あり)

(議長)

笹原哲委員。

(1番 笹原哲委員)

1番笹原です。今色々なご意見がありましたけれども、現地調査の齋藤委員からも許可相当と確認してきたとのことでありますので、私は改良区の理事をやっている関係で、あそこは隣接地の排水路なんですけれども、建てる物が一部でも改良区の区域に架かっているならば改良区から意見書も出せたんでしょうけれども、地区外で意見書を出すことはできませんのでご理解いただきたいと思います。また、改良区の職員からも話をきいているんですけれども、東荻原地区の維持管理委員会で何度も話し合いを設けて検討したと聞いています。私はあそこの担当ではないが、色々な意見が出まして、敷地の下のところに貯水池を設けて排水を流さないということを聞いておりますけれども、万が一区域に流れ込んだ際どうするか、うちの改良区の職員が分収案などを作成して〇〇さんと誓約しながら今後当該地区の委員会で説明するようなんですけれども、私は文書も何も確認していないのですが、私的には賛成であります。今まで様々意見出たんですけれども、農林課長からもありましたけれども、こういう事業というのは難しくて、100%とでなくてもある程度意見が揃っていれば県の方も通るのではないかなと思っておりますので、そのあたりもご理解も含めてお願いしたいと思います。

(挙手あり)

(議長)

齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。今回の問題で地域の農業委員には一肌脱ぐ思いで頑張ってもらったなと感じているところで、結果的に覚書まで作成するということですが、こういったところまでいったということは非常に大切なことではないかなと。そういったことで、反対者の方も何人かいて100%にはならなかったけれども、うまくいったのかなと自分では理解しております。そこまで農業委員会としても、この間の〇〇さんのことでも回ってくれたということで、農業委員会でも判断してもいいんじゃないかなと思っております。

(挙手あり)

(議長)

沼澤委員。

(3番 沼澤委員)

3番沼澤です。私は尾花沢地区で、地域外の者ですが、今回〇〇さんの方でいろんな形で説明会を行って、令和2年の12月以降荻袋開拓、寺内での説明を3回、昨年の11月の農振の用途変更の申請も高橋委員の協力を得まして1月2月3月と計3回説明会を行ってきていると聞いています。その説明会の参集範囲ですが、鶏舎の移転ということで、多くのみなさんからご理解をいただくために、鶏舎の建築予定地から半径200mという形で、参集範囲を広げた形で説明会に至っているとのこと。これまで、本市の畜産のクラスター事業ではこれまで範囲を広げた形での説明会はなかったと聞いております。あくまでも申請地の理解を得るために今回申請段階でいろんな方に臭いであったり排水であったり鳥インフルエンザ等々の問題について議論されたことについては、非常に良かったのではないかなと思います。先程来話がありましたように、100%の同意というものは至っていないという事実はありますが、〇〇さんと地区の方での覚書というものをもってある一定の方向性に理解が示されているのではと感じております。今後の尾花沢の農業振興として有益になるであろう事業だと私も思っておりますので、こういったことを踏まえま

して、私も賛成という立場で審議の方をお願いしたいと思います。

(挙手あり)

(議 長)

伊勢村委員。

(12番 伊勢村委員)

12番伊勢村です。私が一番心配したところが、〇〇さんの方で21日の時に県の方に相談したということが一番心配だったんです。そのほかは改良区の方でも誓約書だったり、覚書を交わすということで安心してるところもあるんですが、そのことが一番のネックになっていて、農林課の方からもこれから審査の説明を続けて、ご理解を得ていくということであればこれで良しかなと思っておりますので、100%でなくても進められるということでみなさんが一致すれば私はこれで構わないと思います。

(議 長)

意見も出尽くしたようですので、採決に入りたいと思いますが、他にご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第8号2番の案件について、採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、議第8号2番の案件について、原案のとおり決しました。

なお、原案のとおり決しましたけれども、〇〇さんについては、地区との約束を守っていただき真摯に鶏舎を運営していただくようお願いしたいと思います。

それでは次に、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、議長を星川敬夫会長職務代理者と交代します。

(会長と星川職務代理 席を交代)

(議長代理)

議長を交代いたしました。スムーズな議事運営にご協力願います。

次に、議第9号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、1番笹原哲委員、7番高橋央委員、12番伊勢村孝之委員、13番石川富士太郎委員、15番小松栄作委員、18番鈴木藤光委員の退席を求めます。

(1番 笹原哲委員 退席)

(7番 高橋委員 退席)

(12番 伊勢村委員 退席)

(13番 石川委員 退席)

(15番 小松委員 退席)

(18番 鈴木委員 退席)

(議長代理)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長代理)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第 9 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 55 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借 155 件、使用貸借 5 件、所有権移転 5 件です。申請地は農振農用地区域内の土地で、面積が 117 ha です。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手 135 名、受け手 95 名、使用貸借が出し手 5 名受け手 4 名、所有権移転が出し手 5 名、受け手 4 名です。合計は、出し手が 145 名、受け手が 104 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳です。賃貸借設定は、3 年～5 年が 80 件で 5,654 a、6 年～9 年が 3 件で 69 a、10 年以上が 72 件で 5,265 a です。使用貸借は 3 年～5 年が 3 件で 260 a、6 年～9 年が 2 件で 63 a です。10 a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

56 頁からは、個別状況です。このうち 56 頁の No.1 から 100 頁の No.160 までが利用権設定で、101 頁、102 頁が所有権移転分です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

(議長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長代理)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長代理)

賛成多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

それでは、先ほど退席された、１番笹原哲委員、７番高橋央委員、１２番伊勢村孝之委員、１３番石川富士太郎委員、１５番小松栄作委員、１８番鈴木藤光委員は復席してください。

（１番 笹原哲委員 復席）

（７番 高橋委員 復席）

（１２番 伊勢村委員 復席）

（１３番 石川委員 復席）

（１５番 小松委員 復席）

（１８番 鈴木委員 復席）

（議長代理）

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（鈴木会長と席を交換）

（議長）

次に、議第１０号「尾花沢市農業委員会最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議長）

局長補佐。

（事務局 説明）

議第１０号「尾花沢市農業委員会令和６年度最適化活動の目標設定について」、ご説明いたします。

議案書は１０３頁からです。報告様式が縦ページになっておりますので、議案書を縦に

してご覧ください。なお、3月15日に運営委員会を開催し、内容を確認していただいております。

1・農業委員会の状況でございます。令和6年4月1日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては、記載されている面積、農家数等の主だった数字につきまして、2020年の農林業センサスより記載しています。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては市内2229経営数でございます。その下段になりますが、農業委員の体制につきましては、現行の新制度に基づくものとして、記載しています。

次の頁から最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進 の3項目ありまして、それぞれに、現状及び課題と目標を記載しております。

農地の集積ですが、現状では66.6%の集積率となっており、一昨年令和2年の70%を超える集積率から農地の返却で低下しているところです。最終的な目標80%に向けて再度集積、集約化を進めていきたいと考えております。

次に遊休農地の解消ですが、現在14.0haの面積を把握いたしております。遊休農地の解消につながるよう農地パトロールの実施、啓発に努めてまいります。

次に新規参入の促進ですが、記載のとおりでございます。令和5年度新規参入者は6経営体で、面積が7.75haでございます。

以上を受けまして、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は毎月12日以上、活動強化月間は10月から12月までの3ヵ月間という設定にしております。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきまして、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、農業会議の確認を受けて県へ提出することとなっております。併せまして尾花沢市のホームページでの公表を行うこととなっております。以上の件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時24分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年3月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員
